

## 『子どもかけこみ 110 番の店』の防犯活動等について

一般社団法人群馬県自動車整備振興会

平成18年4月の常任理事会において、安全で安心できる地域社会を実現するために「子どもかけこみ110番の店」の防犯活動等に関する覚書を群馬県警察本部生活安全部と締結し、犯罪や事故などの防止活動に協力することを決定しました。

会員の皆様には支部事務局を通じて、『子どもかけこみ110番の店』のポスター、『会員運用マニュアル』、『防犯パトロール中』のマグネット式表示板等を配布しておりますが、防犯や犯罪抑止のために会員皆様のご理解とご協力をお願い致します。

また、110番の店の利用等（事件・事故）がありましたら、次頁の報告書に記入しFAX等にて報告をお願い致します。

# 『子どもかけこみ110番の店』の会員運用マニュアル

一般社団法人群馬県自動車整備振興会

## 1. 「子どもかけこみ110番の店」設置の目的

子供に対する掛け声事犯、ひったくり、車上狙い等、地域住民が不安に感じている身近な各種の街頭犯罪を

防止するため、官民一体で相互に積極的に協力して「安全で安心な町づくり」の実現に努めることを目的とする。

## 2. 基本的心構え

当会会員の協力の内容は、法律に基づく義務的なものでなく、当会会員があくまでも業務に支障のない範囲内で、地域社会の一員として協力を行うものである。

## 3. 協力の内容

当会会員の協力の内容は、次の事項とする。

- (1) 幼児、児童、女性、高齢者等が犯罪や事故等に遭遇し、またはその恐れのある場合は、緊急避難所として場所を一時的に提供する。
- (2) 緊急避難として駆け込んだ被害者等に代わり、110番通報を行う。
- (3) 通常の業務活動の中で、犯罪が発生し、または犯罪発生の恐れがあること等を発見した場合は、積極的に警察署へ通報する。
- (4) 警察の要請に基づく犯罪防止に関する看板・ポスターの掲出等、防犯啓蒙活動を行う。

## 4. 従業員への指導

各事業場の管理責任者は、平素から従業員に「子どもかけこみ110番の店」設置の目的、基本的心構え、対応方法(マニュアル)等の指導を行う。

## 5. 対応要領

対応要領等は、次の通りとする。

- (1) 犯罪被害者等が、事業場に駆け込み、避難・救護等を求めた場合は、被害者等に親切に対応し、負傷している場合は、応急手当や救急車等の手配をする。
- (2) 直ちに被害者に代わり、その被害状況等を110番または電話で最寄の警察署等に通報を行う。通報は、簡単・明確に行う。
- (3) 110番の通報要領は、次の通りとする。(例示)
  - ①「子どもかけこみ110番の店、〇〇市〇〇町〇〇〇自動車です。」
  - ②「今、〇〇〇事件(事故)の被害に遭われた(恐れのある)〇〇さんが、工場に駆け込み避難し、警察の助けを求めています。」「至急来て下さい。」
  - ③被害者等が、犯人の車のナンバー等を覚えている場合は、併せて通報する。
    - ・「犯人の車は、群馬〇〇〇の〇の〇〇-〇〇番です。」
    - ・「犯人は、茶髪の20歳くらいの男で、背が高く180センチくらいです。」
    - ・「犯人は、〇〇方面へ逃げました。」
- (4) 警察官が事業場に到着するまでの間、被害者等を一時的に保護する。
- (5) 事案によっては、被害者等の駆け込みと併せて犯人の追跡乱入も予想されるので、自身の身の安全を十分に配慮すること。
- (6) その他、お客様等から「子どもかけこみ110番の店」の内容について問い合わせがあった場合は、親切にその内容等を説明する。

## 6. 守秘義務

協力した事案により知りえた個人のプライバシーに関する事項については、他人に漏らしてはならない。

## 7. 看板の表示

「子どもかけこみ110番の店」設置について、広く地域住民の方々への浸透を図るため、事務所入り口等に「子どもかけこみ110番の店」のポスター等の表示を行う。

# 「子どもかけこみ110番の店」マニュアル

一般社団法人群馬県自動車整備振興会

子供などが犯罪等の被害に遭い、駆け込んできたら

まず被害者を  
保護する



警察などへ  
通報する

誰が（幼児、児童、女性、お年より、他）

次の4点を聞いたうえで110番します

## ①何があったのか？

- 知らない人に声をかけられた     車にむりやり乗せられそうになった  
 知らない人に後をつけられた     強盗の被害に遭った  
 交通事故に遭った     その他

## ②いつ？

- 午前・午後    時    分頃（平成    年    月    日）

## ③どこで？

- その場所の町名等、分からなければ、どんな場所だったか、  
目標となる建物など

## ④犯人（不審者）等の特徴は？

- 男・女（    人）     年齢（    歳位）     身長（    センチ位）  
 体格（    ）     服装（上    ・下    ）  
 その他特徴（メガネ・    ヒゲ・帽子等）     逃走手段（徒歩、自転車、オート  
バイ、車）車種（    ）ナンバー（    ）色（    ）

## 「子どもかけこみ110番の店」心得

1. かけ込んできた方には、「だいじょうぶ」と声をかけ安心させます。
2. ケガをしていないか、確認してから事情を聞きます。
3. ケガ等している場合は、119番（救急車）通報をします。
4. 110番（警察）に通報します。
5. 警察官が駆けつけるまでは保護します。

お困りの方

防犯

子ども

かけこみ110番の店



一般社団法人

群馬県自動車整備振興会  
群馬県警察本部

当店は国公認の整備工場です

『防犯パトロール中』マグネット式表示板の取扱について

平成18年4月の常任理事会において、安全で安心できる地域社会を実現するため「子どもかけこみ110番の店」の防犯活動等に関する覚書を群馬県警察本部生活安全部と締結して、犯罪や事故などの防止活動に協力することが決定しました。その一環として、本表示板をサービスカー等に貼付し、通常の事業活動のなかで犯罪の抑止を図ろうとするものです。

サービスカー等貼付用マグネット表示板

# 防犯パトロール中



社団法人群馬県自動車整備振興会

当店は国公認の整備工場です

# 「子どもかけこみ110番の店」事例報告について

一般社団法人群馬県自動車整備振興会

「子どもかけこみ110番の店」がスタートし、皆様の事業場におかれましては、日頃より防犯活動の一環である「子どもかけこみ110番の店」にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

なお、県内の状況を取りまとめたいと思いますので、事例がありましたら下記の報告用紙にてFAX等によりご報告をお願い致します。

## 「子どもかけこみ110番の店」事例報告書

社団法人群馬県自動車整備振興会 総務部 御中  
(FAX 027-261-0601)

支部		認証番号	7-	電話番号
事業場名				
誰が	幼児・児童・女性・お年寄り・その他 ( )			
①何があったか				
<input type="checkbox"/> 知らない人に声をかけられた。				
<input type="checkbox"/> 知らない人に後をつけられた。				
<input type="checkbox"/> 交通事故に遭った。				
<input type="checkbox"/> 車にむりやり乗せられそうになった。				
<input type="checkbox"/> 強盗の被害に遭った。				
<input type="checkbox"/> その他				
②いつ				
<input type="checkbox"/> 午前・午後 時 分頃 (平成 年 月 日)				
③どこで(住所等)				
④犯人(不審者)等の特徴は				
<input type="checkbox"/> 男・女 <input type="checkbox"/> 年齢 ( 歳位)				
⑤警察(交番)等への通報状況				
<input type="checkbox"/> 通報した <input type="checkbox"/> 通報しなかった				